

令和5年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年6月29日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第61号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第62号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第63号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第64号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第65号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第66号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第67号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第9	議案 第68号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第69号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第70号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第12	議案 第71号	令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第13	意見 第1号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

○出席議員（12名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子
2番	谷		口	雅		廣
3番	上		吹	敬		信
4番	井	ケ	端	豊		孝
5番	澤			浩		二
6番	住		田	史		朗
7番	徳		島	清		美
8番	前		川	純		次
9番	野		村	文		博
10番	籠		山	勝		憲
11番	高		原	恵	美	子
12番				邦		

○欠席議員（1名）

13番	葛		谷	寛		徳
-----	---	--	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
基盤整備部長	森			英		樹
環境水道部長	横		山	裕		和
病院事務局長	佐		藤	直		樹
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
会計管理者	渡		邊	康		智
消防長	堀		田	文	二	郎
財政課長	上		畑	浩		司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	嶋		中	み	な	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の欠席議員は、13番、葛谷議員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、8番、徳島議員、9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第61号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第10 議案第69号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第61号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程10、議案第69号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。これら9案件につきましては、総務常任委員会に審査を委託して付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 前川文博 登壇〕

●総務常任委員長（前川文博）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第61号から議案第69号までの合計9案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

さる6月26日午前10時より、委員会室において審査を行いました。初めに、議案第61号について申し上げます。本案は、今年度から人事交流で北海道中川町へ派遣されている職員に対して、その地域に適した寒冷地手当を支給できるよう、国と同基準とするため、改正を行うものであります。

本条例の改正点は、寒冷地手当の区分が1区分でありましたが、4区分まで拡大するものであります。

質疑では、「国に準ずるということだが、1から4までの区分の違いは何か。」という質疑があり、「国の基準のため、正確には把握しておらず、国の根拠どおりとして理解してほしい。」との答弁がありました。

次に議案第62号について申し上げます。本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び地方税法等の一部を改正する法律により、本条例を一部改正するものであります。

本案の主な改正点の1つ目は、森林環境税を市内住所を有する個人に対して、個人市県民税均等割額と合わせて、令和6年度より年額1,000円を賦課徴収するもの。2つ目は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、扶養状況が前年の申告内容と異動がない場合には、その氏名などを省略できるようにするもの。3つ目は、軽自動車税に電動キックボード等の車両区分の創設に伴い、関係規定の整備を行うものであります。

質疑では、「令和5年7月1日施行の改正は何か。」という質疑があり、「道路交通法の改正により、電動キックボード用のナンバーが交付され、それが対象になる。」という答弁がありました。

次に、「森林環境税はいつまで続くのか。また、その周知はどのようにするのか。」という質疑があり、「期間は区切られておらず、継続される。周知については、ホームページで周知していく。」との答弁がありました。

次に、議案第63号について申し上げます。本案は、神岡町の4つの区で構成していた上村区を、地域活動の実情に合わせ上小萱、丸山、野首、下小萱の4つの行政区として再編するための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「区長手当は解散した4区長に支給されるのか。」という質疑があり、「4区長に年2万円の謝礼と、会議出席時の謝礼が支給される。」との答弁がありました。また、「平成28年の改正で、高齢化を理由に上村振興会ができたと思われるが、今回の解散で余計に役員選出が負担となるのではないか。」という質疑があり、「もともと独立して、指定管理施設を管理するために振興会を作っていた経緯があるため、今回の解散による役員選出の負担はない。」との答弁がありました。

次に、議案第64号について申し上げます。本案は、印鑑登録証明書の申請に係る規定の改正及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う本条例の改正であります。

本案の主な改正点は、1つ目に、窓口での印鑑登録証明書の申請については、本人に限り、マイナンバーカードの提示により取得できるようにするもの。2つ目は、申請者が店舗の端末機を自ら操作し、その端末機から印鑑登録証明書を申請、交付することができるようにするもの。また、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載した場合、スマートフォンで印鑑登録証明書の申請、交付ができるように改正するものであります。

質疑では、「市内7店舗で交付ができるとあるが、その内訳は。」との質疑があり、「古川町6つ、神岡町1つ、河合町、宮川町にはない。」との答弁がありました。

次に、「コンビニエンスストアでのマイナンバーカードによる申請は本人確認ができないため代理人でも交付されてしまうが、対策はあるのか。」という質疑があり、「実際にはそのようなことが起きるので、7月の広報により周知をしっかりとしていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第65号について申し上げます。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、本条例

を改正するものであります。

本案の主な改正点の1つ目は、利用乳幼児の安全の確保を図るための事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、職員の研修、訓練の計画策定と、措置対応を義務化するもの。2つ目は、利用乳幼児の移動または送迎を目的とした自動車の運行をするときは、乗車及び降車の際に利用乳幼児の所在を確認しなければならないようにするもの。3つ目は、送迎バス等にブザーなどの乳幼児の見落とし防止装置を備えることが困難な場合は、令和5年度中の間は、それに代わる方法によって、乳幼児の所在確認を行うようにするものであります。ただし、市内に対象となる事業所はありません。

質疑では、「今後、家庭的保育事業を取り入れていくのか。」という質疑があり、「今のところは計画していない。今後の状況により検討する。」との答弁がありました。

次に、議案第66号について申し上げます。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に準じ、本条例の一部を改正するものであります。ただし、市内に対象となる事業はありません。質疑はありませんでした。

次に、議案第67号について申し上げます。本案は、指定金融機関の輪番制指定による変更で、飛騨信用組合から株式会社十六銀行に変更するために議決を求めるものであります。期間は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間です。

質疑の内容については、「本年度から手数料が予算化されたが、今後一律で対応するのか。」という質疑があり、「市役所の派出所へ来てもらうための予算として計上している。」との答弁がありました。

次に、議案第68号について申し上げます。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令により、当該条例の一部を改正するものであります。

本案の主な改正点は、1つ目に、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、職員の研修、訓練の計画策定と措置対応を義務化するもの。2つ目は、利用者の移動または送迎を目的とした自動車の運行をするときは、乗車及び降車の際に利用者の所在を確認しなければならないようにするもの。3つ目は、放課後児童クラブごとに感染症や非常災害の発生時に支援できるよう計画を策定することに加え、措置をとることを義務化するものであります。

質疑では、「安全計画は教育委員会がまとめて作成するのか。あるいは、5施設それぞれで作成するのか。」という質疑があり、「基本的な部分について、教育委員会が一括して作成する。今後、外部委託もあり、委託業者と連携を図り、検討する。」との答弁がありました。

次に、議案第69号について申し上げます。本案は、消防法施行規則及び火気対象設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正により、本案を改正するものであります。

本案の主な改正点は、1つ目に、急速充電設備関係として、急速充電設備の対象を電気自動車等とし、全出力の上限が撤廃されたこと。手動緊急停止装置は利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があると明確化された。2つ目に、喫煙所関係として、喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてよいとしたこと。また、禁煙または火

気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないことであります。

質疑では、「令和5年10月1日施行となっているが、それ以前に喫煙所標識をつけていた施設も国際基準の標識をつけなければならないのか。」という質疑があり、「施行日以降に造られた施設が対象となり、罰則の適用も同様にその日移行となるため、遡及して適用させることはない。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの9案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第62号について討論の通告がありますので、討論を行います。まず、反対者の発言を許可いたします。11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について、反対いたします。この改正は地方税法の改正に伴うものです。私は、一括上程の改正案のうち、森林環境税に係る市民税の賦課徴収について反対をし、理由を述べます。

皆さん御存じのように、森林環境税と森林環境譲与税は国税です。なのに、地方税とみなして課税することで、国税なのに市が徴収し、県を通して国に引き渡すという異例なやり方をしようとしているのがこの税制です。そのために、矛盾だらけの不公平な増税として、今後、市民への負担となっていきます。一つ一つ問題点を述べるには1時間でも足りませんので、短縮いたします。

私が傍聴した6月26日の総務常任委員会では、執行部の改正要旨の説明に委員から発言がありました。「市民への影響はあるが、令和5年に東日本大震災復興基本法による市民税均等割の引き上げ措置が終了するので、市民の負担額に変動はない。」という説明に対する発言だったと思います。私はこれを聞いて、大きな違和感を覚えました。東日本大震災の復興はいまだ道半ばです。私のふるさと、福島県いわき市は、現在も放射能に汚染された土を入れた黒い土のうが見渡す限りの田畑、里山を覆って、行き場を失っています。にもかかわらず、復興住民税の今後の延長の議論は全くなく、森林環境税に横滑りさせて市民の新たな税負担はなしと思わせる増税隠しは到底許されるものではありません。それを地方自治体が条例化して、プラスマイナスゼロだから問題ないでしょと言わんばかりの説明でお茶を濁すやり方を、私は無批判に認めるわけにはいきません。

国税である森林環境税は、国の一般財源で地方への交付金として交付すべきです。この森林環

境税を地方で条例化し、最悪の逆進性を持つ人头税とすることは、地方自治体にとっても市民泣かせのやり方です。そもそも地方税法にだけ認められている応益の原則を国税に適用すること自体が租税理論から逸脱していると、税の専門家はずっと指摘しています。

しかし一方、今議会には森林環境譲与税の見直しを求める要望が民間団体から出されております。産業常任委員会が意見書案を用意しています。この要望は当然であります。その配分を決める財源をどこに求めるかとの議論とは全く別個のものです。これを一言、言い添えておきます。以上で議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についての反対討論を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

次に、賛成者の発言を許可いたします。6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議案第62号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成する立場から討論いたします。

今回の改正は、地方税法の改正に伴う改正で、幾つかの改正点があります。その中でも重要なのが森林環境税の徴収に関する改正です。これは平成31年4月1日に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の中に、国民からの森林環境税の徴収は令和6年1月1日から施行と既にうたわれており、市民税の均等割の仕組みを利用するとされており、その時期が近づいたため、今回の改正となりました。令和元年度から令和5年度まで段階的に交付されていましたが、この財源は、国の特別会計からの借り入れで行われておりました。参考までに、飛騨市に交付された譲与税は、令和元年2,300万円、令和2年度と令和3年度がそれぞれ約5,000万円、令和4年度が約6,200万円。今年度も同様6,200万円が予定されており、来年度は7,600万円の見込みとの説明がありました。これに対して、納税者の人数は1万1,700人と見込まれ、これは飛騨市の人口の約2分の1ですが、非課税世帯には徴収はありません。現在、均等割額は6,000円で、この中には東日本大震災復興基本法による復興税が1,000円含まれております。この復興税が、今年、令和5年で終了し、それを待ち、森林環境税1,000円を徴収するものであり、負担額に変動はありません。さらに、課税対象が、国の基準と市の基準に差があり、見込み対象者1万1,700人が減る可能性もあります。見込み人数の1万1,700人から1,000円を徴収し、その額、1,170万円を一旦国費に納めると、7,600万円が森林環境譲与税として交付される仕組みで、これを有効に活用し、森林環境整備や森林を取り巻く様々な課題に取り組んでいくのは、飛騨市にとって必要不可欠なことだと考えます。この税は国民全体で負担する税であり、飛騨市のような自治体にとっては、少ない負担で大きな事業が展開できる可能性があるとも考えます。課題は、今後地域の実態に合わせた形で配分されるよう、交渉をすることであり、地域の森林は地域で守っていくという意識が大切になっていくものと考えます。

ほかに、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項が簡素化されること、本年7月1日から特定小型原動機付自転車、電動キックボード等の車両区分設定の開設に伴う関係規定の整備。これは現時点で該当者がおらず、影響はなし。そして、自動車メーカーによる燃費性能及び排ガス性能に係る不正行為により生じた納付不足額の加算割合を引き上げるものであり、市民には直接影

響しないものと考えます。以上のことから、議案第62号に関しては、総務常任委員長報告のとおり賛成するものであります。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（住田清美）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第62号について採決いたします。この採決は、起立によって採決を行います。本案は委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（住田清美）

起立多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決されました議案第62号を除く、議案第61号から議案第69号までの8案件について一括して採決いたします。これら8案件について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら8案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第70号 令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
から

日程第12 議案第71号 令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

◎議長（住田清美）

日程第11、議案第70号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）及び日程第12、議案第71号、令和5年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）の2案件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これら2案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第70号及び議案第71号の2案件につきましては、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

はじめに、議案第70号から採決をいたします。議案第70号につきましては、委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第71号について採決をいたします。議案第71号について、委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第13 意見第1号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

◎議長（住田清美）

日程第13、意見第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題といたします。本案について、説明を求めます。

〔産業常任委員長 水上雅廣 登壇〕

●産業常任委員長（水上雅廣）

意見第1号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。上記事件について別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者は産業常任委員会委員長、水上雅廣。意見書のほうを御覧いただきたいと思っております。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。森林環境譲与税は、我が国の温室効果ガスの排出を削減するとともに、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっています。

しかしながら、森林環境譲与税は総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の3を人口、10分の2を林業就業者数で案分して譲与することとされていることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口の多い都市部への配分額が過度に多くなることや、森林整備に使われず、基金に積み立てられているなどの問題も指摘をされており、早急な整備を必要とする地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方自治体に対し、より手厚い配分がなされるよう、譲与基準の見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。令和5年6月29日提出、飛騨市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。以上、よろしく願いいたします。

〔産業常任委員長 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、意見第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認めます。これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認め、討論を終結いたします。よって、意見第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。今議会、6月13日から17日間でございましたが、一般会計等の補正予算をはじめ、条例改正など多数の案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきましてご決定を賜り、誠にありがとうございました。本会議や各委員会での議員の皆様方のご意見、ご指摘、これまで同様にしっかりと整理をし、また今後の市政運営に生かしてまいります。

本格的な夏が目前に迫っております。議員各位におかれましてはご自愛いただき、引き続きのご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また例年この時期、大雨による土砂崩れや河川の増水などが発生しやすい時期でございます。昨日も富山で短時間の非常に大きな豪雨で被害も発生しております。気を引き締めて臨んでまいりたいと思えます。これからも気象状況等を注視の上、災害対策に万全を期してまいります。以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたりまして、私より一言御礼を申し上げます。第2回定例会に関しましては、皆様のご協力のもと、議案を慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。拙い議事進行でありましたが、ご協力ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、これから市民との語る会、それから委員会活動も活発になっていくかと思われます。特に健康面、熱中症、感染症等にはご留意いただき、力を発揮していただ

く議員活動としていただきたいと思います。本当に17日間の定例会、ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

それでは本日の会議を閉じ、6月13日から17日間にわたりました令和5年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時33分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（8番） 徳島 純次

飛騨市議会議員（9番） 前川 文博